

31 軽自動車税(種別割)が変わったと聞きました

市

Q

軽自動車税(種別割)が変わったと聞きましたが、どのように変わったのでしょうか。

A

税制改正において、軽自動車税(種別割)の見直しが行われ、次のとおり改正されました。

1 軽四輪車等(三輪以上の軽自動車)の改正内容

- (1) 平成27年4月1日以降に新規取得された新車について、税率が引き上げられました。
- (2) 平成28年度分から、新規取得から13年を経過した軽自動車について経年車重課を適用します。(既存車・新規車を問いません)
- (3) 令和元年度中に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪車等について、燃費性能等に応じたグリーン化特例(軽課)を令和2年度に適用いたします。取得の翌年度のみ税率が軽減されます。

2 原動機付自転車・軽二輪・小型二輪等の改正内容

平成28年度分から、税率が引き上げられました。
※改正後の税率は54ページ「軽自動車税(種別割)」の「3 税率」をご覧ください。

32 軽自動車税(種別割)と、軽自動車税の違いは?

市

Q

軽自動車税の名前が変わったそうですが、手続き等に変更はあるのでしょうか。

A

軽自動車税は、税制改正により令和元年10月1日から三輪以上の軽自動車に軽自動車税(環境性能割)が導入されたため、従来の軽自動車税は軽自動車税(種別割)に名称が変更され、令和2年度の課税より適用されています。

なお、この変更に伴う税率や手続きに変更はありません。

証明 Q&A

33 どのような証明を交付してもらえるの?

市

Q

市税に関する証明にはどのようなものがありますか。また、証明をとるにはいくらかかるのですか。

A

主なものは次の表のとおりです。

証明の種類		内容	取扱窓口	手数料
1	市・県民税所得証明	納税義務者の1月1日から12月31日までの所得金額と、それにかかる市・県民税課税額等を証明します。	・市税事務所 市民税課 ・市税出張所 ・市民センター ・市民総合窓口課	1課税年度 1枚300円
2	納税証明	納付すべき税額、納付済税額、未納税額等を納税義務者ごと、税目ごとに証明します。		1税目・1課税年度 1課税区 1枚300円
3	軽自動車税(種別割)納税証明(継続検査用)	軽自動車税(種別割)の滞納がないことを証明します。車検の申請をする際に使用します。	・市税事務所 市民税課 ・市税出張所 ・市民センター	無 料
4	固定資産税関係証明	1月1日(賦課期日)現在の土地・家屋・償却資産の評価額、課税標準額、固定資産税額等を納税義務者ごとに証明します。		1課税年度 1課税区 1枚300円
5	固定資産課税台帳の閲覧	土地・家屋課税台帳を閲覧することにより、自己資産の評価額等を確認することができます。		1課税年度 1課税区 1件300円
6	住宅用家屋証明	住宅用家屋を新築又は取得した場合に、一定の要件に該当すれば、所有権保存登記、所有権移転登記、抵当権設定登記を申請する際に納める登録免許税が軽減されますが、その要件を満たす家屋であることを証明します。	・市税事務所 市民税課 ・市税出張所	1枚 1,300円
7	地図の閲覧	公図の副本を閲覧することができます。	・物件が所在する区を管轄する市税事務所	1物件 300円

34 証明は誰でもとれるの？

市

Q

市税に関する所得証明の交付や固定資産課税台帳の閲覧は、どのような人が請求できるのですか。

A

個人のプライバシー保護のため、原則として次の方に限られます(地図の閲覧はどなたでもできます)。

- 1 本人
- 2 本人と生計を一にする同居の家族(委任状が必要な場合や、依頼したかどうかを本人に電話で確認する場合があります)
- 3 本人から委任を受けた方(委任状が必要です)
- 4 法人の場合は、代表者本人、法人の従業員、または法人から委任を受けた代理人(代表者印が押印された委任状が必要です)
- 5 借地人及び借家人(固定資産税関係証明の交付と固定資産課税台帳の閲覧に限ります)

35 郵送でも申請できるの？

市

Q

市税に関する証明をとりたいのですが、窓口に行けない場合はどうすればいいのですか。

A

遠隔地にいるなどの理由により市税事務所等の窓口に来られない方は、郵送で請求することができます。次の書類等を同封のうえ、下記千葉市税務事務センターあてに郵送してください。

送付先 〒260-8722
 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所内
 千葉市税務事務センター
 電話 043-245-5109(直通)

- 1 税務証明交付申請書(市税のホームページから印刷できます。印刷ができない場合は、下記の内容を便箋等にもれなく記入してください)
 - (1) 納税義務者(本人)の氏名、生年月日
 - (2) 現在の住所(転居している場合は、前住所も記入してください)
 - (3) 必要な証明書の種類、年度、通数
 - (4) 証明書の使用目的
 - (5) 連絡先電話番号(昼間連絡できる番号)
 - (6) 法人の場合は代表者印の押印
- 2 本人確認書類の写し(納税通知書の送付先住所に郵送する場合は不要です)
- 3 手数料(定額小為替を同封してください。また定額小為替には何も記入しないでください)
- 4 返信用封筒(切手を貼り、申請者の住所と氏名を記載してください)
 ※詳しくは千葉市税務事務センターにお問い合わせください。

36 証明をとるには何が必要なの？

市

Q

市税に関する証明の交付を申請する際に必要なものを教えてください。

A

次の表のとおりです。

窓口に来られる方		必要なもの
個人の場合	納税義務者 本人	・本人確認ができる書類(注1) ・証明手数料
	代理人	・代理人に係る本人確認ができる書類(注1) ・委任状(注2)、承諾書又は代理人選任届など ・証明手数料
法人の場合	法人の代表者	・本人確認ができる書類(注1) (申請書には代表者印の押印が必要です) ・代表者の資格を証する書面(代表者事項証明書等) ・証明手数料
	法人の従業員	・従業員に係る本人確認ができる書類(注1) ・法人の従業員証 ・証明手数料
	代理人	・代理人に係る本人確認ができる書類(注1) ・法人の代表者印が押印された委任状(注2) ・証明手数料

注1 本人確認ができる書類
 窓口に来られる方の本人確認ができる書類のうち、次のいずれかの組み合わせでの提示が必要です。

官公署が発行した書類	①	顔写真付き	・運転免許証 ・旅券(パスポート) など	→ ①から1種類
	②	顔写真なし	・健康保険の被保険者証 ・国民年金手帳 など	
その他の本人名義の書類	③	・法人が発行した本人確認書類(顔写真付き) ・金融機関のキャッシュカードなど		→ ②と③からそれぞれ1種類

※③から2種類は不可

- 注2 委任状
 代理人が申請する場合は、次の事項を明記した委任状の提出が必要です。
- 1 委任者(納税義務者)の住所、氏名及び押印(法人の場合は代表者印)
 - 2 代理人の住所及び氏名
 - 3 必要とする証明の種類、年度、通数